

旭川医科大学病院副院長及び病院長補佐業績評価要項

(令和7年1月8日病院長裁定)

(趣旨)

第1 この要項は、副院長及び病院長補佐（以下「副院長等」という。）として所掌する業務の管理運営及び遂行能力の向上を図ることで、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）の教育、研究、診療、病院運営等の更なる向上に資することを目的とし、本院における副院長等の業績評価の実施について基本的事項を定めるものとする。

(評価者)

第2 評価者は病院長とする。

(被評価者)

第3 被評価者は副院長等とする。

(評価対象期間)

第4 副院長等の業績評価は当該職の任期における活動実績を対象として実施し、毎年度行うものとする。

(評価の方法)

第5 副院長等の業績評価の具体的実施方法は、病院長が別に定める。

(評価の結果)

第6 病院長は、副院長等の業績評価を実施し、評価結果を通知する。

2 副院長等の業績評価の結果については、全体の評価結果を役員会に報告する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、副院長等の業績評価に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この要項は、令和7年1月8日から実施し、令和6年12月18日から適用する。

【制定理由】

副院長等として所掌する業務の管理運営及び遂行能力の向上を図ることで、本院の教育・研究・診療・病院運営等の更なる向上に資することを目的として、本要項を制定する。